

## 前払金の使途拡大について

国においては、公共工事の前払金の早期支払を通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図る観点から前払金の使途を拡大していることを踏まえ、本市においても以下のように前払金の使途に関する手続きを行うこととしましたので、お知らせします。

### 内容

契約書に記載する前払金を利用できる費用として、**当該工事に要する現場管理費と一般管理費を追加**します。

※これらに充てられる前払金の上限は前払金額の25%を上限とします。

### 実施時期

平成28年7月1日以降に公告、指名通知、又は見積依頼を行う工事から実施します。

※平成28年6月30日以前に公告等が行われ、平成28年4月1日以降に契約締結した以下の工事についても、前払金の使途拡大を希望する場合は契約変更により対応しますので、別添の書面を各工事主管課に提出してください。

- (1) 前払金の請求を行った工事（前払金全てを使用した場合を除く）
- (2) 契約締結の日から20日以内で、前払金を未請求の工事

※前払金の使途や払出手続については、各保証事業会社にお問い合わせください。

別添  
平成 年 月 日

様

請負人  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

前払金の使途拡大に係る契約変更の協議について

標記について、 契約約款第 条の規定に基づき、第 条  
の前払金の使用に係る規定の変更の協議を請求します。

件名

契約日

記載例

別添  
平成28年〇月〇日

名古屋市長 様

請負人

所在地 名古屋市〇区〇町〇丁目〇番地

商号又は名称 ○○○〇株式会社

代表者氏名 ○〇 ○〇 印

前払金の使途拡大に係る契約変更の協議について

標記について、名古屋市工事請負契約約款第51条の規定に基づき、第35条の前払金の使用に係る規定の変更の協議を請求します。

件名 ○○○○○○○○○○○工事

契約日 平成 28 年〇月〇日